解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三日

静岡市葵区呉服町二丁目六番地江崎書店ビル四階

財団法人南伊豆育英会

清算人　藤原　利紘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三日

札幌市白石区南郷通七丁目南四番四号

財団法人南郷福祉会館

清算人　中澤　利夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月三日

和歌山県東牟婁郡古座川町松根五四五番地

社団法人松根保郷会

代表清算人　中谷　勘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字大町六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂井誠一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

岩手県陸前高田市高田町字鳴石五〇番地一〇　いわて三陸ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　在間　文康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区中山五丁目四番、最後の住所仙台市青葉区中山五丁目四番一八号

被相続人　亡　伊藤　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

仙台市青葉区一番町一―六―一九壱番館ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市河和田町一〇六〇番地一、最後の住所茨城県つくば市要三一五番地七五

被相続人　亡　恩田　光明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号

みとみらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市久保町一七七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　秋山　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中野五丁目四〇番、最後の住所千葉県木更津市清川二丁目三番一六号安田ハイムＡ一〇二

被相続人　亡　安田　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森南一丁目一二二番地、最後の住所東京都品川区大井四丁目一八番二五―二〇四号　被相続人　亡　伊東アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区双葉町四六番、最後の住所東京都板橋区双葉町四六番三号

被相続人　亡　古森　眞弓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区興宮町一三番、最後の住所東京都江戸川区興宮町一三番七号

被相続人　亡　小椋　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩七丁目一九〇四番地、最後の住所東京都江戸川区南小岩七丁目二〇番一五号　被相続人　亡　佐倉　信哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三日

事務所東京都千代田区平河町一丁目二番二号朝日ビル三階北川・江木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江木　大輔

第57期決算公告

平成25年9月3日

青森県弘前市大字向外瀬字豊田357番地1

株式会社津軽衛生公社

代表取締役　三橋　一晃

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,017,948
	固定資産	191,759,423
	合計	239,777,371
負債及び純資産の部	流動負債	19,220,184
	固定負債	129,801,910
	株主資本	90,755,277
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	70,755,277
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	65,755,277
	（うち当期純利益）	(3,761,425)
	合計	239,777,371

第4期決算公告

平成25年9月3日

埼玉県越谷市七左町5丁目1番地1

ＮＥテクノ株式会社

代表取締役　折原　久治

貸借対照表の要旨（平成25年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,041
	固定資産	1,003
	資産合計	57,045
負債及び純資産の部	流動負債	21,717
	負債合計	21,717
	株主資本	35,328
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,328
	その他利益剰余金	15,328
	（うち当期純利益）	(3,642)
	純資産合計	35,328
	負債・純資産合計	57,045